

新型コロナウイルス感染症に係る生活福祉資金特例貸付債権管理業務に関する質問への回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	(別紙A) 業務内容 (エ) コールセンター業務 ㊦受信業務 ○本則重複貸付借受人への対応について	「生活福祉資金本則貸付を貸付中の者に対し、特例貸付の償還状況確認等に併せて本則貸付の償還状況確認があった場合にも対応すること。」とありますが、本則システムに記載されている情報を、借受人に対してお伝えする認識でよろしかったでしょうか。	特例貸付借受人から本則貸付の償還状況の確認があった場合に、生活福祉資金本則業務システムに登録されている償還情報をお伝えいただくという内容です。